

標準期末手当等の額の決定について

標準期末手当等の額は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に受けた期末手当等の額に基づいて決定します。

期末手当等にかかる端数処理や最高限度額については、実際に支給された期末手当等の1,000円未満を切り捨てて標準期末手当等の額とし、この額をもとに事務処理が行われます。

また、標準期末手当等の最高限度額については、下の表のとおりです。

6月、12月に標準期末手当等の額を決定・改定したときは、決定通知書を所属所の共済事務担当課を通じて各支給月の翌月に配付いたしますので、内容のご確認をお願いいたします。

標準期末手当等の最高限度額

短期分および福祉分	5,730,000円 (年度を通じて)
長期分 〔 厚生年金保険料および 退職等年金給付 〕	1,500,000円 (支給一月につき)

